

商 標 権	判決年月日	令和2年3月19日	担 当 部	知財高裁第3部
	事件番号	令和元年(ネ)第10049号		

○ 商標法38条2項に基づき商標権侵害による損害を算定するに当たり、同項における事実上の推定の一部覆滅を認めた事例。

(事件類型) 商標権侵害行為差止等 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 商標法38条2項, 民法709条

(関連する権利番号等) 商標登録番号第5621414号, 商標登録番号第5617331号

(原判決) 東京地方裁判所平成28年(ワ)第23327号, 同第38566号令和元年5月23日判決

判 決 要 旨

1 本件は、①「ブロマガ」の文字及び「Blog M a g a」の文字を上下2段に横書きして構成され、第42類「インターネットにおけるブログのためのサーバーの記憶領域の貸与」等を指定商品とする甲商標権を有する控訴人兼被控訴人（A社）が、被控訴人兼控訴人（B社）に対し、B社が自社の提供するサービスに「ブロマガ」の標章（乙標章）を使用する行為は、甲商標権を侵害するなどと主張して、その差止め、商標法38条2項又は3項の損害金の支払等を求め（第1事件）、②「ブロマガ」の文字を標準文字で表し、第41類「電子出版物の提供」等を指定商品とする乙商標権を有するB社が、A社に対し、A社が自社の提供するサービスに「ブロマガ」の標章（甲標章）を使用する行為は、乙商標権を侵害するなどと主張して、その差止め、商標法38条2項又は3項の損害金の支払等を求めた（第2事件）事案である。

原審は、①第1事件について、B社の行為は甲商標権を侵害するとして、損害賠償請求の一部（約700万円）を認め、②第2事件について、A社の行為は乙商標権を侵害するとして、甲標章の使用の差止め、甲標章のウェブサイトからの削除、損害賠償請求の一部（約900万円）を認めた。

A社及びB社は、それぞれ、敗訴部分を不服として控訴を提起した。

2 本判決は、A社の行為は乙商標権を侵害するとして、甲標章の使用の差止め等を認めたほか、商標権の侵害による商標法38条2項の損害額を約1000万円と認定し、損害額についての原審の判断を変更した。

本判決の損害論についての判断の概要は、以下のとおりである。

商標法38条2項における推定の覆滅については、侵害者が得た利益と商標権者が受けた損害との相当因果関係を阻害する事情がこれに当たると解される。例えば、商標権者と侵害者の業務態様等に相違が存在すること（市場の非同一性）、

市場における競合品・競合サービスの存在，侵害者の営業努力（ブランド力，宣伝広告），侵害品・侵害サービスの性能（機能，デザイン，サービス内容等商標以外の特徴）などの事情について，推定覆滅の事情として考慮することができるものと解される。

これを本件についてみると，B社が提供するブロマガの配信サービスとA社が提供するブロマガの配信サービスとは，いずれもブログ記事を配信するサービスであるという点で共通する。

一方，①両者のサービス態様には相当な相違が存在すること，②A社が提供するブログの機能の一つであることを主な理由として，「ブロマガ」の配信の役務を利用した者も多いこと，③A社におけるブロマガの配信サービスの売上げは，ブログ記事の投稿者の知名度や記事の内容の貢献度が高いものと考えられることなどの事情からすると，甲標章が，A社におけるブロマガの配信サービスによる利益の全てに貢献しているとはいえないから，同サービスによる利益の全額をB社の逸失利益と認めるのは相当でなく，同サービスにおいては，商標法38条2項における事実上の推定が，約96%の限度で覆滅されるというべきである。